## 給水装置工事設計・施工指針の一部改正(案)の概要

(令和5年4月1日改正 第17版)

#### 1 背景

給水装置工事設計・施工指針は、水道法及び小田原市水道給水条例等に基づき、給水装置工事の設計や施工等に係る基準を定めたものですが、より適正な給水装置工事の施工性を確保するため、一部改正を行うものです。

## 2 概要

主な改正内容は、次のとおりです。

#### (1) 給水用具の変更 (P.55~)

- ・ φ 50 mm分岐時の材料変更 (V 付 T 字管使用 → サドル分水栓の使用)
- ・仕切弁の材料変更(フランジ付き → フランジレスに変更)
- ・止水栓ボックスの材料明確化 (樹脂製や鋳鉄製の明示)
- ・仕切弁室の材料変更 ( φ 350 → 宅内のみ φ 250 に変更)

#### (2) 分岐(P.67~)

- ・分岐時に必要となる材料の追加(ポリスリーブの追加)
- ・配水管の穿孔状況の明文化
- ・フランジ継手の明文化
- ・分岐図面の変更

## (3) 防護工 (P.75~)

- ・既設埋設管との離れや防護方法を明文化
- ・ポリスリーブ義務化を明文化

#### (4) 止水栓の設置 (P.76~)

・止水栓及び仕切弁設置時の表筺材料を変更

#### (5) 管の接合 (P.86~)

・メカニカル継手及びフランジ継手の締付トルクを明文化

#### (6) 分譲管工事 (P.92~)

・配水管等自費工事施行承認申請を追加

#### (7)消火栓の設置 (P.93~)

・消火栓設置方法に記載されている使用材料が古いため、図面を変更。

## (8) 図面作成 (P. 147~)

- ・記載されている使用材料が古いため、図面を変更。
- ※ 詳細につきましては、「給水装置工事設計・施工指針(案)」・「新旧対照表」をご確認ください。

# 3 適用日

令和5年4月1日(予定)